

公共貨幣で新国生み イニシアティブ v.7

「日本国公共貨幣法」を制定して
(電子公共貨幣EPMを発行して)
政府債務をゼロにし、新しい国生みを推進する
公共貨幣フォーラムのガイダンス

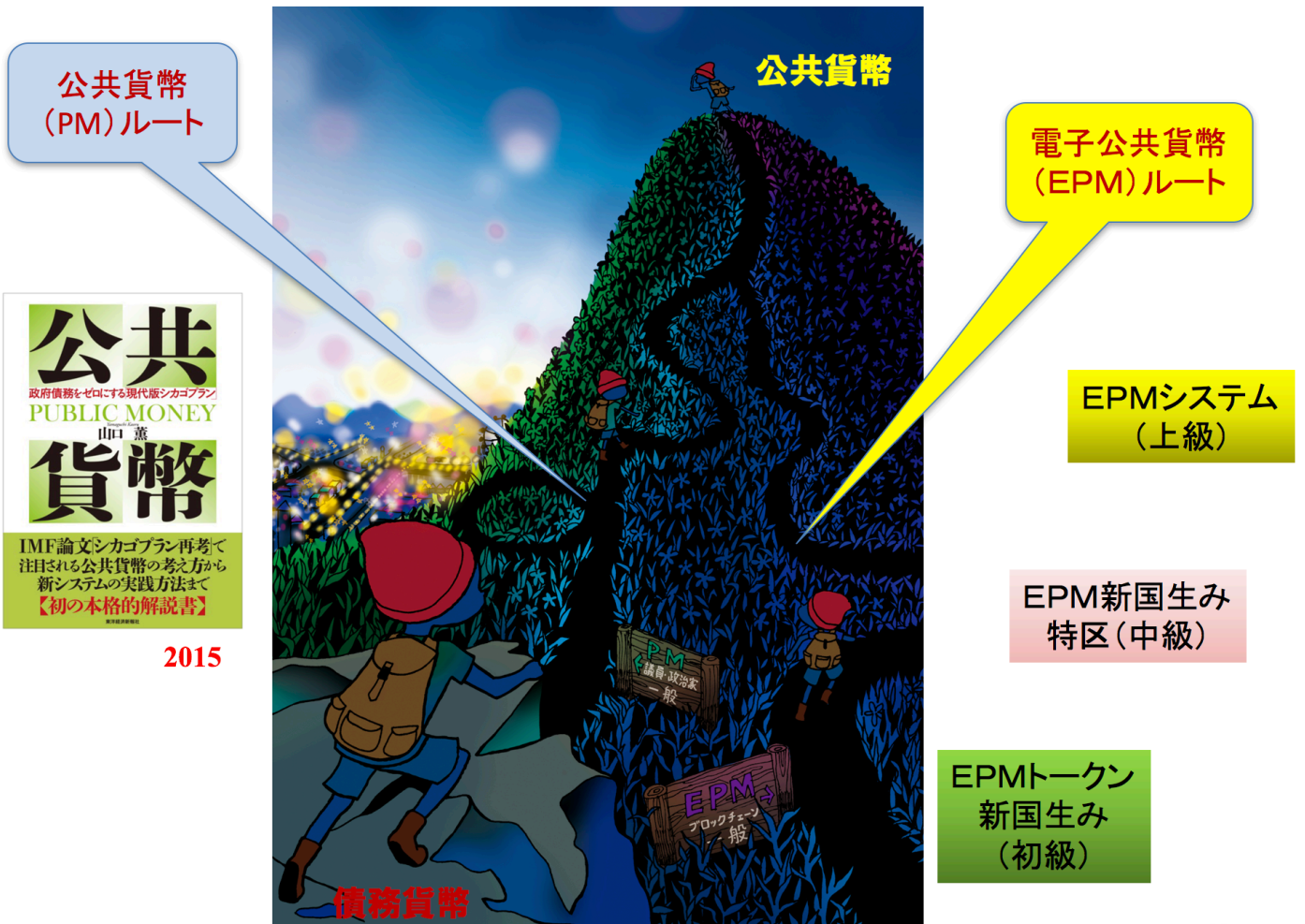


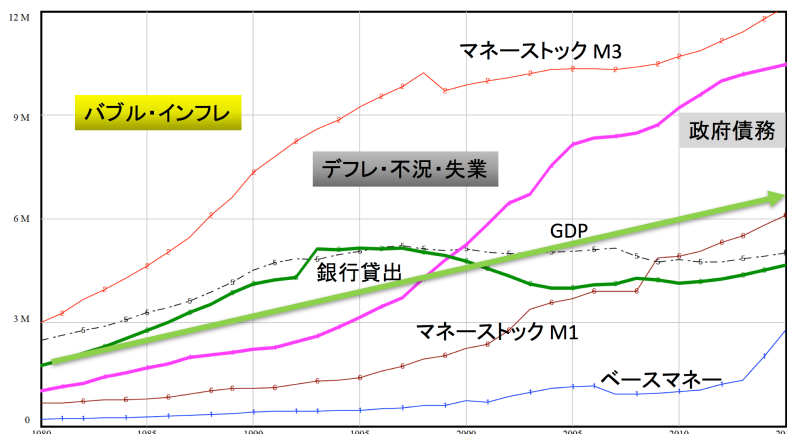
イラスト 小池さやか

現在の債務貨幣システムは欠陥デザインです



**** 4つのシステムデザイン欠陥****

1. 貨幣供給が不安定で無からお金を内生的に創造したり、消滅させ、インフレ（バブル）、デフレ（不況）、失業を繰り返し発生させる。
2. 政府債務を増大させ、消費税等の増税や福祉予算の削減等の緊縮財政で国民を苦しめる。
3. 複利計算でお金持ちが富続ける金融システムをつくり、1%と99%の所得格差をもたらす。
4. 福島原発のような環境破壊、食の安全を脅かす持続不可能な社会・未来をもたらす。



公共貨幣システム Public Money System は 欠陥デザインの代替システムデザインです

現行の債務貨幣システムから公共貨幣システムに移行するには、以下の3条件を満たせばよい。

代替システムデザイン：貨幣改革 債務貨幣システム → 公共貨幣システム

債務貨幣システム

- 無から預金を創造 -

1. 中央銀行（民間会社）による貨幣発行権
2. 商業銀行による預金(信用)創造（部分準備システム）
3. エリート銀行家による少数のための貨幣支配

公共貨幣システム

(シカゴプラン・米国貨幣法)

1. 公共貨幣省を新設し、日銀をそこに統合
公共貨幣委員会を国会に常設
2. 100%準備率
銀行の預金(信用)創造の禁止
3. 貨幣の持続的供給
(成長と福祉のため)

公共貨幣システムに移行すれば、4つの欠陥デザインが以下のように克服できます。

1. バブル（インフレ）を回避し、20年以上にわたる不況（失業）が克服できる。
2. 政府債務をゼロ、消費税をゼロにして、国債暴落による金融危機が回避できる。
3. 所得格差を解消して中流階級が復活し、「健康で文化的な」生活社会が取り戻せる。
4. 環境に優しい持続可能な社会・未来が実現できる。

こうした欠陥デザインが克服できれば、120%（99%の民、1%の富裕層、20%の将来世代）の皆んなが幸せになれる「新国生みイニシアティブ」が今すぐに実施でき、日本の経済社会に希望の日がまた昇り始めます。保守・革新の対立軸は1%による分割・支配戦略であり、もはや時代遅れです。頭の柔らかい、心優しい皆さんは、古い殻を破ってこのイニシアティブに参加しましょう。

公共貨幣で新国生み イニシアティブ

—公共貨幣で政府債務をゼロにし、5大プログラムを実施するイニシアティブ—

(経済成長や物価の安定等を考慮しつつ政府が予算請求し、公共貨幣委員会が承認)

1. 基礎体力回復プログラム

- ・国民全員（赤ちゃんからお年寄りまで）に一律年間20万円を4年間支給する。
- ・福島原発被害者を救済し、世界の英知を集めて放射能を閉じ込める。
- ・消費税をゼロにする。

2. 体力増強プログラム

- ・非正規社員を正規社員にし、むらトピア経営（従業員持株・職場民主主義）を実践する。
- ・最低賃金（時給1,500円）を保証する。

3. 長期人間力（氣・知・体力）向上プログラム

- ・国公立大学の授業料無料化（私大学は同等額の奨学金支給で対応）で科学技術文化立国を目指す。
- ・既存の奨学金（学生ローン）負担を全て公共貨幣で賄う。
- ・人間力の育成を支援する。

4. 健康・文化的な生活保証（憲法25条給付）プログラム

- ・「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保証するため、
 - a) 子育て世帯は300万円（母子・父子世帯は200万円）と現所得との差額を給付する（勤労所得ゼロの世帯は、政府・自治体提供の仕事から所得を得て給付有資格となる）。
 - b) 豊かな老後のための社会福祉を充実する。
- ・予防医療・医学、及び予防医療保険制度を促進する。

5. 隣国民との友好外交プログラム

- ・地産地消農業・環境保全優先、工業製品の自由貿易による隣国と共存・共栄する。

— 直接国民投票による政策選択 —

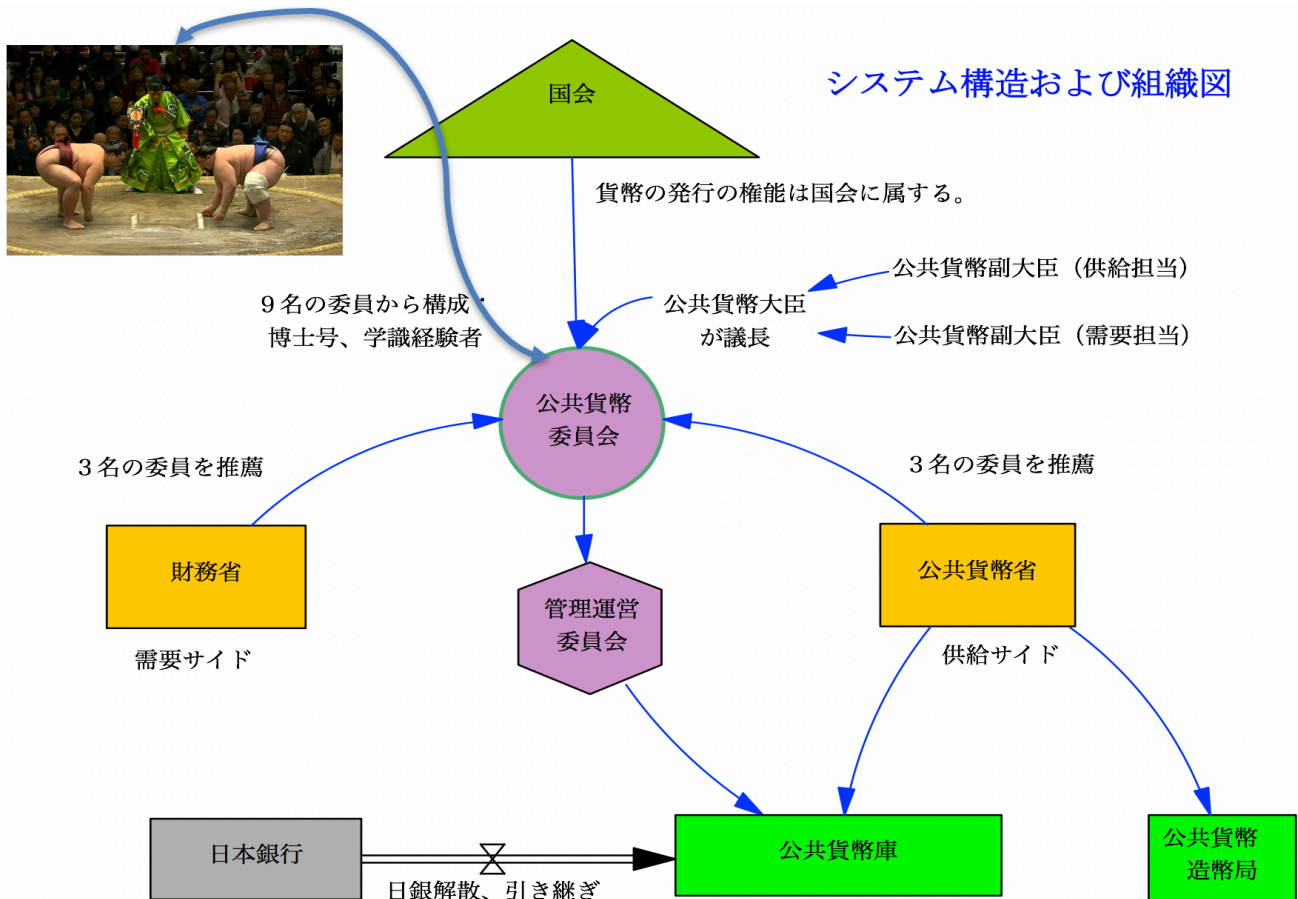
以上のイニシアティブ以外に未来世代にまでその影響力がフィードバックする重要政策で、国民間で賛否両論がある政策は、間接民主制ではなく、直接民主的に国民投票で決定することとし、このイニシアティブの提案には含めない。例えば、原発再稼働、特定秘密保護法、安全保障関連法、カジノ法、種子法等々の賛否。

PM登山ルート：日本国公共貨幣法の制定（登頂）

では、イニシアティブが実行できる公共貨幣の山頂を目指してどのように登ってゆけばいいのでしょうか。公共貨幣（PM）と電子公共貨幣（EPM）の2つの登山ルートがあり、頂上付近で合流します。頂上を一気に目指すのがPM登山口からのルートで、「日本国公共貨幣法」を国会で制定する、議員・政治家・一般ルートです。「公共貨幣（東洋経済、2015年刊）」第13章で提案の「日本国公共貨幣法」を制定して、公共貨幣（PM）システムに移行します。

日本国公共貨幣法の概要と概略図

- ・公共貨幣省は、物価の安定を主任務とし、政府と協調しながら完全雇用、持続可能な経済発展、及び公共の福祉の向上のために公共貨幣を供給する（公共貨幣法第11条1）。
- ・財務省は、均衡財政（プライマリーバランス）を原則とし、長期的に税収が不足する場合には税制の変更で対応する。一時的に税収不足が生じた場合にのみ、公共貨幣を需要する。
- ・公共貨幣の需要と供給の調整は、財務省と公共貨幣省が土俵にあがり、国民が見守る中で（議論及び議事録をすべて公開（同第13条4））相撲を取り決定する。行司役は公共貨幣委員会が務め、公平に勝負を取り仕切る（受給等の調整はマクロ経済モデルを構築して、広く国民がシミュレーション検証できるようにする（同第11条4））。



ビットコイン（2008年）とブロックチェーン革命の大旋風

公共貨幣システムの研究はリーマンショック後の2008年からスタートし、2015年の公共貨幣の出版で一応基礎研究が終了し、次の実践段階へと模索中でした。偶然にも同じく2008年10月にネット投稿され、2009年1月から実施されたビットコインによる仮想通貨決済は、瞬く間に国境を超えた国際送金システムとして野火のごとく広まってきました。この革命的な電子相対 (Peer-to-Peer)取引を可能にしたのがブロックチェーン技術（現在は、分散型元帳技術 DLTに進化)です。こうして2008年から始まったブロックチェーン革命は未だ8年目という短期間にもかかわらず、今や私たちの経済、社会のあり方や組織を根底から変革しつつあり、200年以上前に始まった複式簿記や株式組織という革新的技術による資本主義社会の興隆に匹敵する変革を、今後引き起こし続けてゆくものと予想されています。

このブロックチェーン革命は、公共貨幣を実践する段階で突如舞台に登場した救世主です。欧米諸国よりもはるかに長い2000年以上の歴史を有し、かつて電子立国として急成長を遂げた日本は、世界に先駆けてこのブロックチェーン技術を用いた貨幣制度を、電子公共貨幣（EPM）制度としていち早く構築し、世界の未来をリードしてゆくべきです。



43

EPM登山ルート：電子公共貨幣 (EPM) システム (上級)

EPM登山口から登るのが、電子公共貨幣 (EPM) を発行するブロックチェーン・一般ルートです。以下のように登ってゆきます。

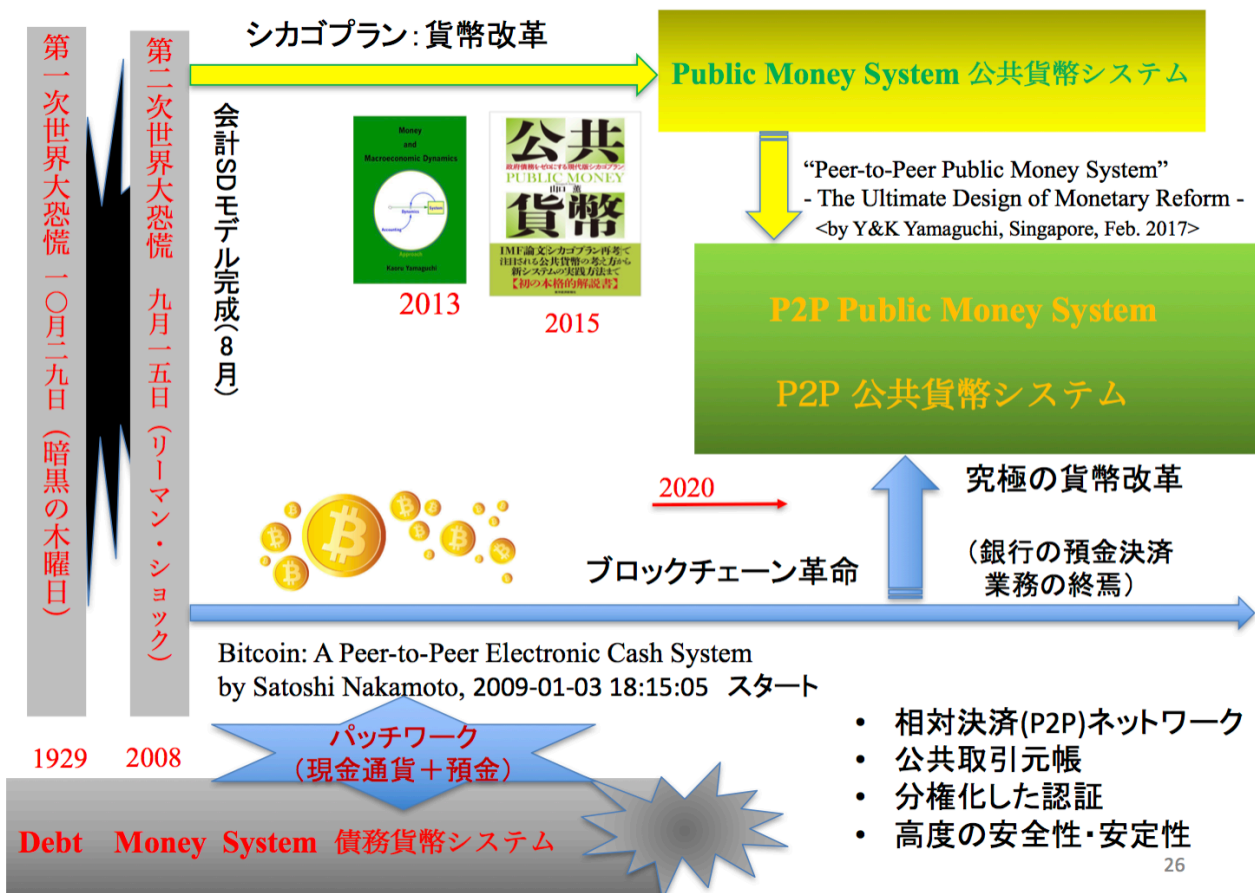
1. 電子公共貨幣 (Electronic Public Money, EPM) を発行して、経済を活性化させる。

このためには、通貨の単位及び貨幣の発行に関する法律 (昭和62年6月1日法律第42号、最終改正：平成14年5月10日法律第40号) の第5条を以下のようにマイナー修正 (下線部追加) するだけで、法的には十分に対応可能となる。

(注：日本国公共貨幣法第四条二では、「公共貨幣は、電子貨幣で代用できる」としている)

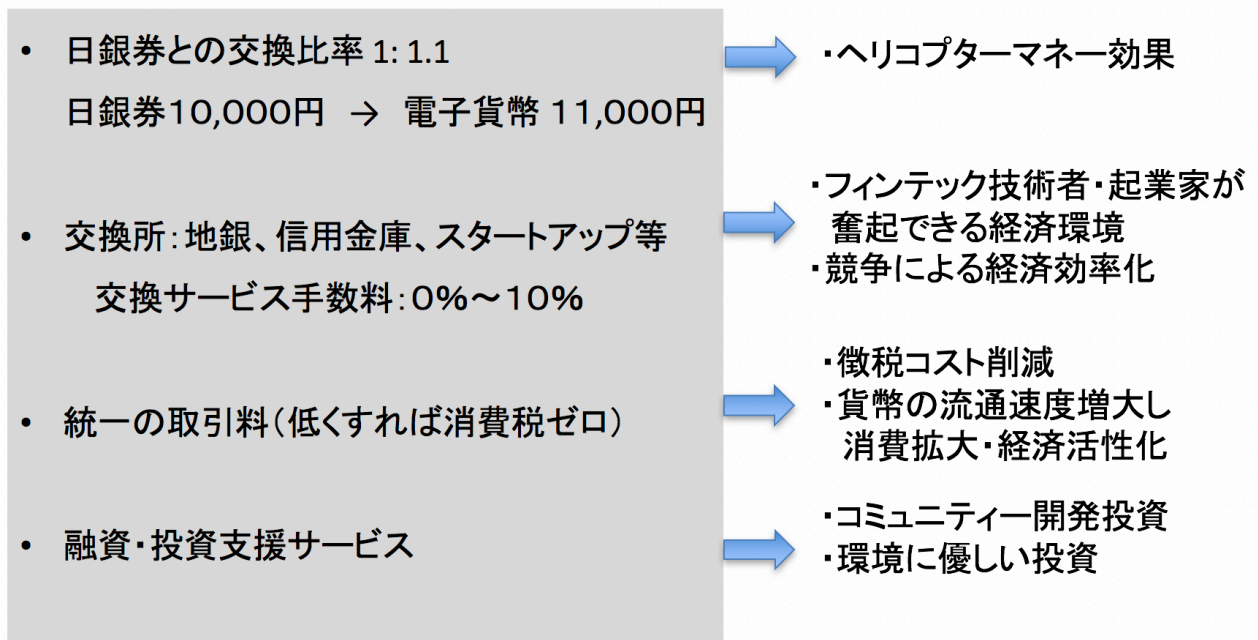
第5条 貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円、一円
及び電子公共貨幣 (自由額面) の七種類とする。

この貨幣制度は現行の日本銀行法と並存して実施でき、日銀の業務と競合するものではない。日銀と共存しつつ、より効率的、安定的な貨幣制度を生み出すことができる。

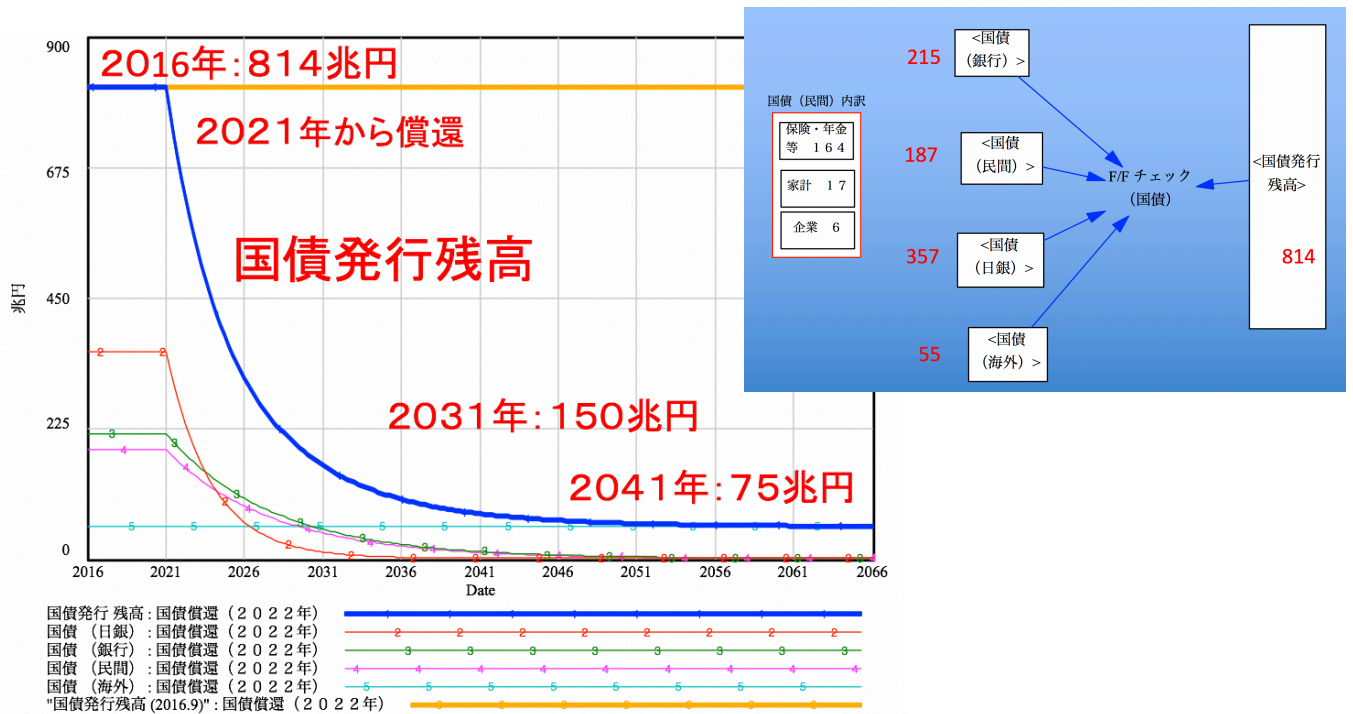


2. 満期になった国債を電子公共貨幣で順次償還し、政府債務を完済してゆく（次ページ参照）。
3. 債務からフリーになった政府は、経済成長や福祉、教育、インフラ等の公共政策に積極的に財政支援してゆく。
4. （電子公共貨幣の投入）上記の公共政策に必要な政府予算の不足分は電子公共貨幣の発行によって賄う。電子公共貨幣の流通が国内で十分に普及するまでは、不足分は一部国債発行で補足してもよい。
（電子公共貨幣の引上げ）インフレの場合には、税収を増大して、流通から引き上げる。
5. 経済成長を維持し、同時に物価を安定させるために最適な電子公共貨幣量は、公共貨幣委員会が決定する。同委員会は、国会に属し、行政府からは独立した組織とする。
6. 以上の電子公共貨幣の実施に必要となるブロックチェーン技術の統一プロトコルを早急に作成する必要がある。例えば、参照文献1で提唱の“World-wide System Forum on EMP”等に参加して、この国際プロトコルの作成に関わってゆく。

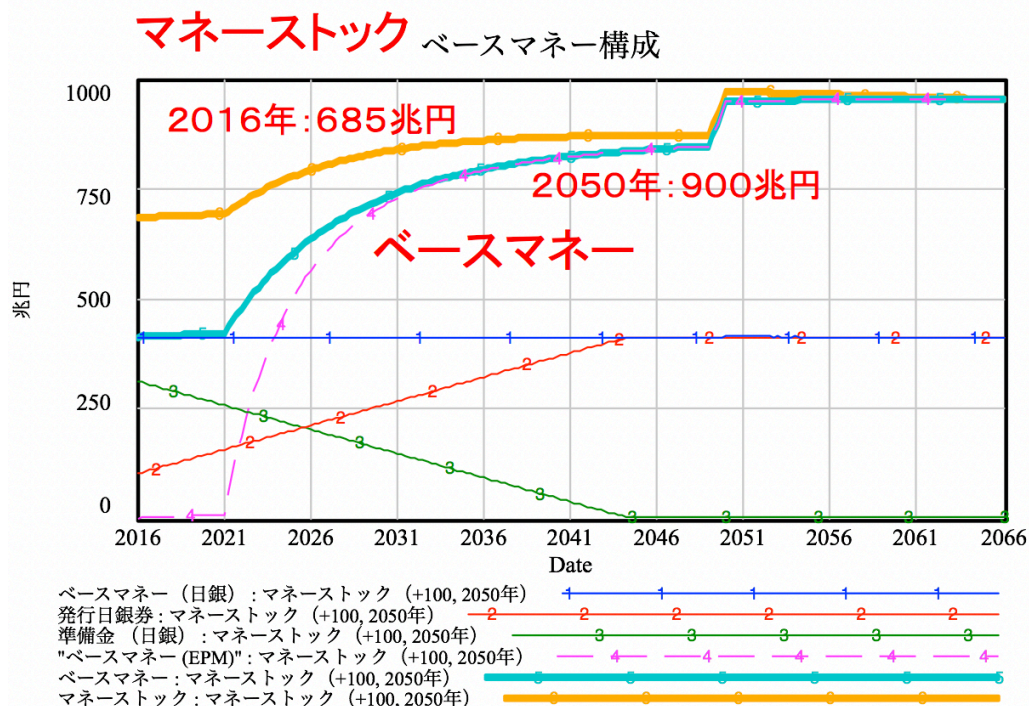
電子公共貨幣 EPM の導入効果



EPMで政府債務がゼロになる（EPM導入のシミュレーション）



2016年の国債発行残高 814兆円を、EPMを導入して2021年から順次償還し始めれば、国内債務は今世紀半ばにほぼゼロとなる（海外の55兆円は除く）。その結果、マネーストックは228兆円増大し、インフレを引き起こすことなく日本経済が活性化する。経済成長やインフラ投資、福祉等に必要となれば、EPMをさらに追加投入できる（下図は2050年に100兆円追加した例）。



電子公共貨幣 (EPM) 新国生み特区 (中級)

(愛称：電子ヘリコプターマネー特区)

EPM登山ルートは上級向けですので、EPM導入のための実証実験を行う中級ルートを辿りながら登ります。すなわち、EPM登山ルートを開拓するために、EPMの実証実験を特区制度を活用して以下のように登ってゆきます。

1. (申請主体：EPM新国生み特区協議会)

電子公共貨幣を用いて地域が都会と連結して活性化できるEPM新国生み特区を申請する。申請主体は、EPM新国生み特区協議会とする。

例：国生み伝説の淡路島（人口約15万人）は、海の幸・山の幸に恵まれ、地形的にも独立した空間であり、阪神間や東京への農産物の出荷も盛んである。島の農産物生産者と都会の消費者との間で相対決済 (Peer-to-Peer)ができるEPM特区は、農業支援、地域創生、食の安全と自給率上昇をもたらす一石四鳥の先駆的特区モデルとなる。



2. (EPM委員会)

政府（金融庁）から正式に認可されたEPM委員会とし、EPM新国生み貨幣（法貨）が発行できる権限を有する。EPMの発行額は、日銀券1兆円を上限として、日銀券とEPMとの交換比率を1対1.1と固定する（従ってEPM発行総額の上限は1.1兆円となる）。実際の交換業務は、EPM委員会から承認されたEPM交換所が行う。EPM委員会は発行総額を常に把握し、上限に達した時点で、交換を停止する。

3. (EPM交換所)

EPM交換所は、特区事業主体と取引関係のある各種の地方金融機関やスタートアップに限定する。すなわち、EPM事業主体がEPM委員会に自ら取引所を推薦して開設できるようにする。上例では淡路島の農産物や漁業の事業主体と決済取引のある地銀、信金、信組やスタートアップ等がEPM交換所となる。勿論、この逆に地方の金融機関が中心となって、取引事業主体をまとめて、手数料収入を新規事業とするEPM交換所を自己推薦することもできる。

4. (EPM特区事業主体)

EPM新国生み特区の事業主体は、特定地域を中心に事業を行なっている企業（団体）及び広域に活動している企業（団体）をコアとして、EPM取引決済の導入によって地域や広域の経済活動の活性化に貢献できるような事業主体及びその連合体が優先的に参加できるようにする。

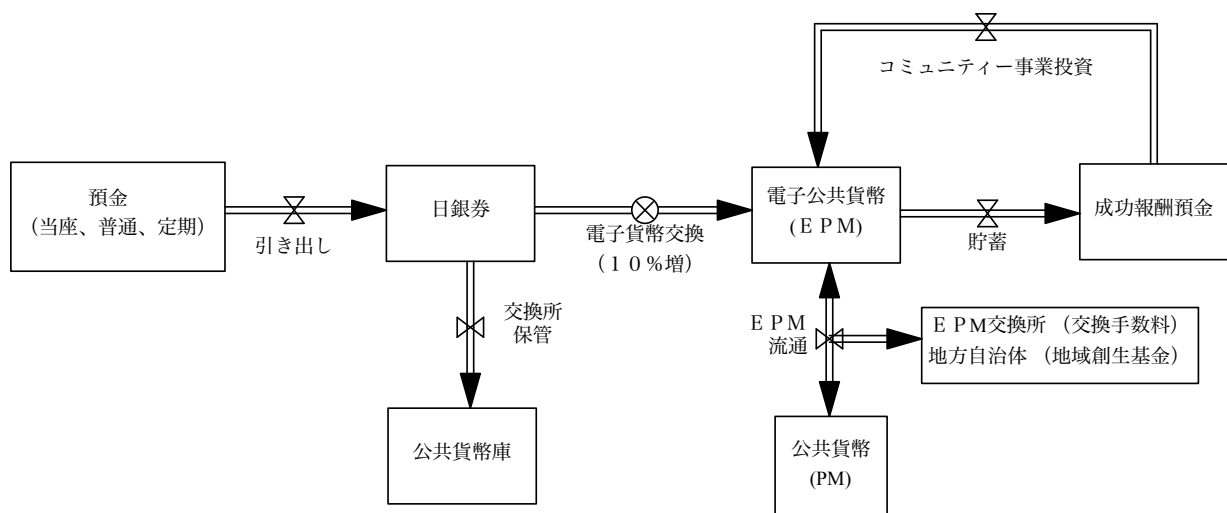
5. (EPM交換手数料)

EPM交換サービスから得られる10%の手数料は、EPM交換所と事業主体の間で、EPM市場の需給を反映して自由競争的に決まることとする。手数料をめぐる市場競争を通じて交換サービスの効率化がもたらされるようにする。例えば、1万円の交換で千円のEPM手数料が発生する場合、両者で半々、または四分六といったように競争的に配分を決める。

銀行預金（法貨でない）との交換は不可とし、あくまでも日銀券（法貨）とのみ交換可能とする。交換した日銀券はEPM交換所が国の公共貨幣庫に保管委託された資産として保管する。

(注：日銀券1兆円をすべてEPMと交換しても、その交換手数料はマクロ経済的には一千億円と微々たる量にすぎないが、ヘリコプター・マネーとして地方や広域の経済活性化に十分に貢献しうる額であり、地域の内需拡大による経済効果をもたらすものと期待できる。)

日銀券から電子公共貨幣への流れとその流通



6. (EPMから公共貨幣への交換)

交換したEPMは、実験開始1年後から日銀券と同額面の公共貨幣（新国生み貨幣）といつでも交換して使用できるようにする。例えば、日銀券とデザインは全く同じで、「日本銀行券」の文字のみ「日本国」とした貨幣をEPM委員会が国立印刷局に発注して準備し、常に交換できるようにする。こうすることによりEPMの法貨としての地位が誰にでも即座に確認されるようになる。ただし、この新国生み貨幣の印刷費用は交換者に負担してもらう（1万円札1枚につき約数十円）。

7. (地方創生基金の創設)

消費税(8%)を廃止して統一のEPM取引料(±2%で調整)を導入し、地域創生基金として特区自治体に自動的に振り込まれるようにする。取引料はEPM委員会が最終決定し、基金の運用はEPM新国生み特区協議会が自治体と協力しながら運用する。なお、EPM委員会の運営費は、この基金から賄う。

8. (EPM貯蓄・投資サービス)

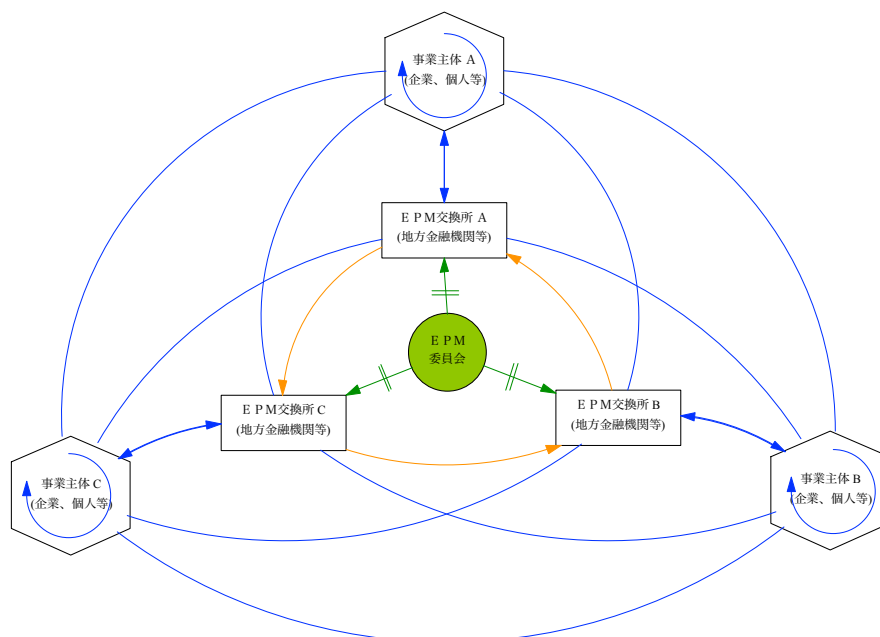
EPM交換所は、EPM貯蓄(定期預金)を「成功報酬預金」として受け入れ、コミュニティ投資サービスが提供できるようにする。具体的には従来の定期預金に代わって地方金融機関等が「成功報酬預金」口座を開設してEPM貯蓄を集めてコミュニティ事業に投資するか、あるいは預金者が直接に相對投資ができるような投資先紹介サービス・経営指導サービスを提供できるようにする。

この成功報酬預金に対する元金保証及び金利は無しとし、新規事業が成功した場合にのみ、利益処分比率を例えば「事業者60%、仲介者20%、預金者20%」のようにして分配する。また既存事業への追加融資に対する成功報酬は、事業者、株主、仲介者、預金(融資)者間で利益配分を協議して決める。

9. (EPM決済取引関連備品の開発)

EPM決済取引に必要な様々な備品(電子財布、スマホでの取引アプリ、ATMのような交換マシン等)はEPM新国生み特区協議会が開発して、EPM交換所に販売する。(将来を見据えて、この開発構想段階から政府・金融庁にも呼びかけて参加してもらう)。

EPM1 兆円特区の取引概念図



*** EPM実証実験で検証する具体的導入効果 ***

1. 10%のヘリコプターマネー増大による地域経済取引 (PT) の資産効果 ($MV = PT$) 。
2. 流通速度の増大による地域経済の活性化とコミュニティの絆の深化 ($MV = PT$) 。
- 少額決済の容易さによる取引量の増大 (PT) と、ボランティアサービス活動の活性化。
3. 消費税8%を廃止して物価を下げ、取引を活性化 ($MV = PT$) 。
4. EPM統一取引料 (±2%で調整) を導入して地方創生基金とし、地域自治体行政及びコミュニティを活性化。
5. 地域金融機関等による新しいEPMビジネスモデル (投資幹旋ビジネス等) の開発。
6. ブロックチェーン決済システムの地方での普及、利便性及び安全性の確保。

*** EPM新国生み特区推進協議会 ***

メンバー団体 (案)

- ・EPM普及協会淡路島 (事務局、運営コンサルティング)
- ・ソラミツ、デジタルマネー協会等 (ブロックチェーンデザイン・プロトコル開発)
- ・事業主体 — あわじ環境未来島構想推進協議会構成団体有志
- ・EPM交換所 — 事業主体取引先の地方金融機関やスタートアップ
- ・金融庁、地元自治体等関連機関

参照文献

- (1) Peer-to-Peer Public Money System — Focusing on Payments by Yokei Yamaguchi and Kaoru Yamaguchi, submitted to the 2nd Asia-Pacific Region System Dynamics Conference of the System Dynamics Society at the National University of Singapore, Feb. 19-22, 2017.
(<http://www.muratopia.net/research/papers/P2P-PM-System.pdf>)
- (2) 公共貨幣—政府債務をゼロにする現代版シカゴプラン、山口薫著、東洋経済、2015年
- (3) 5ページの稀勢の里と碧山の仕切図の出所：https://blog-001.west.edge.storage-yahoo.jp/res/blog-65-a8/fbdcm858/folder/140510/86/33144386/img_9?1389958379

EPM普及協会がEPMトークンを発行（初級）

EPM登山の中級ルートを開拓するために、さらに以下のような初級ルートから登り始めます。

1. 約800種の暗号コインから相応しいEPMトークンを選択し（単位はE円, EYenに統一）、ベースマネー（M0）を担保に無制限に1対1でいつでも兌換可能にできるプロトコルを暗号コイン開発者等と開発する。
2. 個別暗号コイン同士の相互交換を可能とするEPMトークン交換サービスを提供する。これにより地域通貨としての特色を備えながら全国統一のEPM貨幣が誕生する。
3. 以上を実現するためにEPM普及協会（一般社団法人）を設立し、各地域のノード（例えば、EPM普及協会淡路島ノード）が地元金融機関等を交換所としてEPMトークンを発行する。当面は、公共貨幣フォーラムに参加のメンバーがコア会員となって活動を主導する。
4. EPM普及協会が中心となって、各地で「EPM国生み特区」を申請してゆく。
5. EPM普及協会が、イニシアチブの2つの登山ルート（PM登山ルートとEPM登山ルート）での登山活動を推進してゆく。

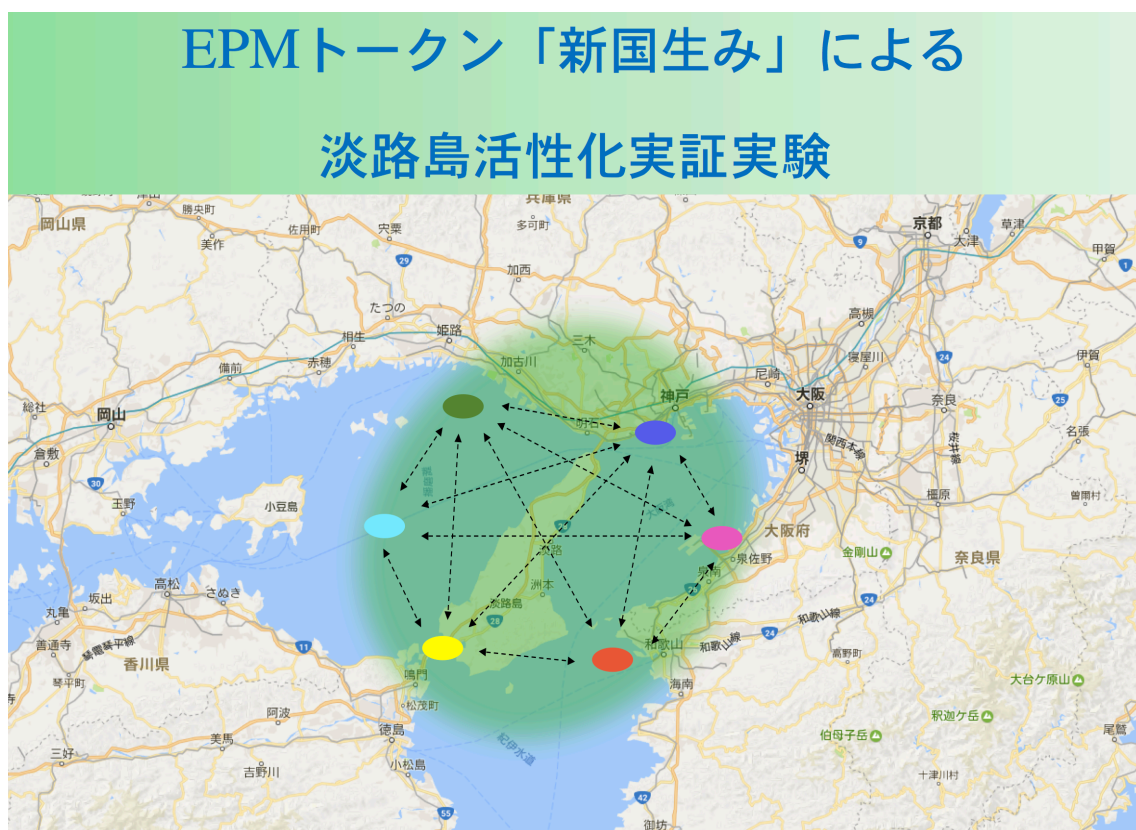
EPMトークン利用のメリット

1. 金融の安定化（公共貨幣 256 ページ）に貢献でき、日本経済の基盤を強化し、活性化する。
2. 100%安全な金融資産でいつでもどこでも利用できる。
銀行・非銀行系のトークンは、信用創造されたマネーストック（主に銀行預金）が担保なので、預金封鎖や銀行倒産になれば、トークンの価値はゼロとなる。
一方、EPMトークンの担保であるベースマネーは、交換所の金融機関の貸金庫かその日銀準備金口座に保管されるので、銀行の要求払い預金（普通・当座預金）や家庭のタンス預金より安全である。具体的には、金融資産凍結（現金引出し制限や預金封鎖等）、銀行倒産、取り付け騒ぎ等による銀行預金喪失リスクや、地震、火災、盗難等によるタンス預金喪失リスクがゼロである。
3. 商店へのメリット。
 - ・カード決済の販売に比べて、2～10%の手数料支払いが不要なので、その分、価格を割り引いて安く販売できる。
 - ・ビットコイン等の暗号コイン決済に比べて、価値の変動がないので、リスクが回避できる。
 - ・従来の20日締め、翌月支払いといった入金が遅れがなくなり、即金決済と同じとなる。
 - ・カードの不正使用、詐欺等の危険がなくなる。
4. EPMトークン決済の利便さで、流通速度が高まり、地域が活性化する。

EPMトークン「新国生み」の実証実験（淡路島） （愛称：新国生みトークン）

EPM新国生み特区の実証実験を淡路島等で申請する前に、EPM普及協会（淡路島ノード）を設立し、以下のように新国生みトークン導入効果を検証する。

1. 日銀券と1対1の交換を100%保証する国生みトークン（単位はE円）を発行し、EPM普及協会淡路島ノードの会員で実験する。地元ストアの決済がチャージ付きカード決済等からチャージなしのEPMトークン決済へと普及し、地域貨幣の流通速度が高まり、地域経済が活性化するかを検証する。
2. この実験に用いるブロックチェーンの Protokol として、Linux Foundationのオープン・ソース「HyperLedger Iroha（いろは）」を使用する。
3. この小実験を通じてEPM新国生み特区申請に向けて、特区仕様Protokol開発を進めてゆく。同時に付随的な電子財布等のソフト開発やEPM発行端末等の開発も行う。
4. 特区で1対1で交換できる公共貨幣（新国生み紙幣）のデザインの開発を進めてゆく。新国生み貨幣として広く地域で流通し、地域への帰属意識が醸成されるようになるデザインを生み出す。



EPM普及協会（一般社団法人申請準備中） (EPM Users Association)

(以下は公共貨幣フォーラムで目下検討中の骨子案です)

目的 電子公共貨幣（EPM）の普及を通じて、「公共貨幣」のビジョンに沿って、120%のみんなが幸せになる社会を実現する。
(注：120%＝現在世代100%＋将来世代20%)

組織 EPM普及協会は、会員及び各地域ノード（淡路島ノード等）の会員から構成される。

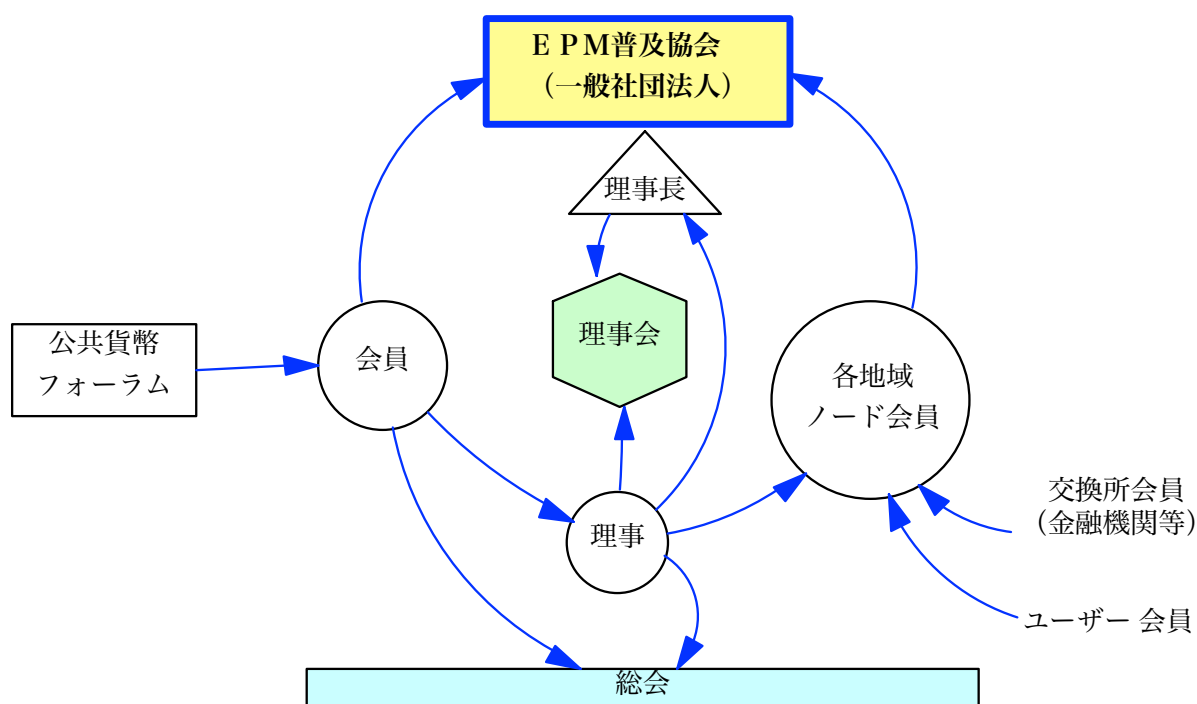
会員 会員は公共貨幣フォーラムのメンバーで、年間の会費3,000円の会費を納めたもの。

総会 総会は会員の過半数以上の出席で開催される。ノード会員は総会には出席できない。

理事 会員のうち、1万円以上を出資する出資者。
理事はいずれかのノードに属し、そのノードの運営を統括する。

理事長 理事長は理事の互選で選ばれ、任期は1年とする。
理事長は、理事会を統括する。

理事会 理事会は理事全員で構成し、当協会の事業を運営する。
運営方法は、「公共貨幣」で説明のむらトピ経済の趣旨に沿って行う。



ノード会員 EPMトークンの交換者や利用者は全てEPM普及協会のいずれかの地域ノードに、交換所会員またはユーザー会員として所属する。

交換所会員 EPMトークンと交換し、交換したベースマネーの保管を、交換・保管手数料0.1%で保管できる金融機関 または団体組織。

ベースマネーの保管は、自行金庫や日銀口座預金、または自己金庫にて行う。

ユーザー会員 EPM普及協会の趣旨に賛同し、交換手数料1%の会費をサービスチャージ（公共貨幣 256 ページ）として納入する個人または団体

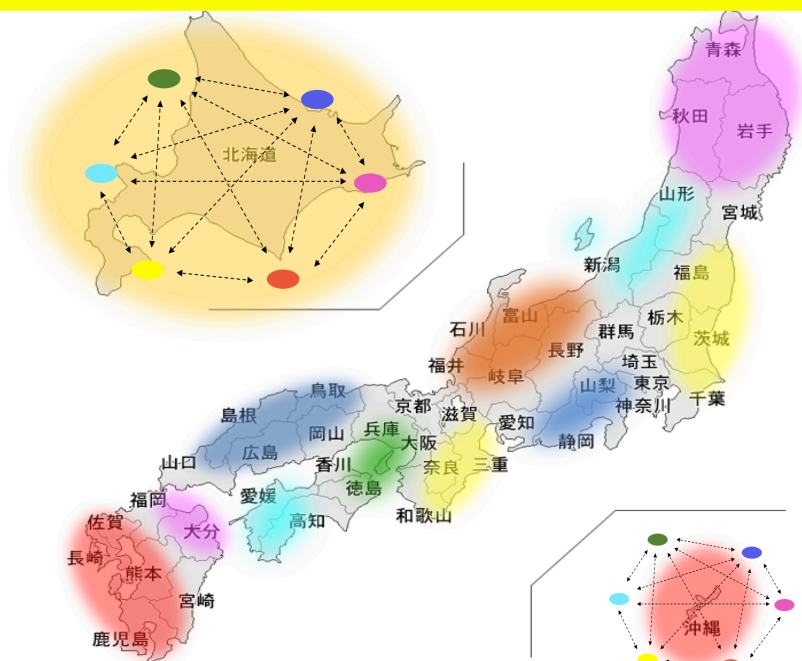
職員 以下の事業を推進するために専任の有給職員を置くことができる。
職員の職務及び雇用条件等は理事会で決定する。

事業 「公共貨幣で新国生み」イニシアティブで提案されている4つの登頂ルート（初級、中級、上級、登頂）を一步ずつ踏破してゆく。

- (1) EPMトークン普及事業（初級）
- (2) EPM新国生み特区事業（中級）
- (3) 「通貨の単位及び貨幣の発行に関する法律」の改正要望（上級）
- (4) 「日本国公共貨幣法」の制定活動（登頂）

解散 事業(4)の達成をもって、本協会は解散する。

電子公共貨幣EPMトークンによる 地域活性化の実証実験(日本リージョン)



付録：暗号通貨 (Cryptocurrency) の用語解説

ビットコインに関連して、仮想通貨、暗号通貨、電子マネーといった言葉が最近氾濫しているが、「通貨とは、貨幣及び銀行券をいう（第2条3）」とある如く、あくまでも法貨でなければならない。よってビットコインは「暗号コイン（金塊）」が適訳である。銀行預金もこの意味では通貨ではないので「機能的貨幣」と表現している。

ブロックチェーン技術によって可能となった Cryptocurrency（暗号通貨） をきちんと分類することが不可欠である。金融庁はこれを「仮想通貨」と訳してこの4月からの法制化で用いているが、ここでは暗号通貨という本来の概念で使用する。ブロックチェーンで発行される暗号通貨は大別すると、以下の4種類（暗号コイン、暗号トークン、CBCC、EPM）となる。なお、デジタル通貨 Digital Currency は電子マネー等で利用されるマネーの電子（デジタル）化で、暗号通貨とは厳密に区別した方がよい。ちなみに中央銀行が発行するデジタル通貨を、イングランド銀行では、中央銀行デジタル通貨 (CBDC, Central Bank Digital Currencies) と呼んでいる。

1. 暗号コイン（金塊）

ブロックチェーン技術で歴史上初めて可能となった暗号コインで、ビットコインやアルトコイン等約800種のコインが現在市場に出回っている。このコインの特徴は、金塊と同じくそれを受け入れる必要がある限り、通貨として機能する。但し、法貨ではないので、投機対象となり価格が常に不安定となり、需要がなくなればその価値は直ちにゼロとなり、価値保蔵機能がなくなる。

2. 暗号トークン

債務貨幣システムの下では、現行通貨と兌換が可能なトークンとして以下の3つの種類が発行される。

a) M1 銀行系トークン

三菱東京UFJ銀行が発行するMUFJコインのようなトークン。これは円と銀行預金との1対1の交換を保証する兌換銀行トークン。

b) M1 非銀行券トークン

ブロックチェーン推進協議会（CBCC）等の非銀行機関が発行する銀行預金との兌換（CBCCの場合には1円=1Zen）を約束するトークン。これらのトークンは、債務貨幣のマネーストックを担保とする兌換トークンで、不安定なマネーストックと連動し兌換保証が不安定となる（よって、11ページのP2Pの共著論文ではパッチワークと呼んでいる）。予想される新たな世界金融危機がここ数年内に発生すると、銀行預金との兌換ができなくなり、従って価値がゼロのトークンとなり得る。

この債務貨幣システムでの暗号トークンの発行は、金や銀を担保とした銀行券の発行競争の戦国時代を彷彿させ、この貨幣的混乱が1844年のピール銀行券条約によるイングランド銀行（公共貨幣289ページ）、1868年の日本銀行、1913年の米国連邦準備制度等々、民間による中央銀行創設へと繋がった。三菱や住友等の銀行系トークンにCBCC等の非銀行券トークンが新たに参入して国内暗号トークンの発行競争が激化してくれば、歴史は繰り返して暗号トークンの発行権が中央銀行へと再統一され、私たちはさらに国際金融資本に支配され続けることになるのか、または以下の2cや3a、3bで示したEPMの方向に移行し、中央銀行が安楽死をむかえるようになるのか、その戦いの火ぶたが今切られた。

c) M0 公共貨幣系：EPMトークン（国生み特区実証実験の申請準備用）

EPM新国生み特区協議会が特区申請前の実証実験で発行するトークンで、日銀券と1対1の兌換を100%保証する安全な円単位のトークン。すなわち債務貨幣のベースマネーのみを担保として発行されるトークン（公共貨幣システムの条件2：100%準備率）で、これにより貨幣の安定化

がもたらされる。銀行系トークンや非銀行系トークンのような不安定性からは自由となるが、公共貨幣システムの条件1（日銀 → 公共貨幣省）が満たされていないので、債務貨幣システムの下での公共貨幣系トークンと分類される。

3. CBCC（中央銀行暗号通貨）

中央銀行 (Central Bank, CB) によってベースマネーとして発行される暗号通貨 (CC)。日銀の負債項目にCBCCが新たに加わる。将来的には日銀のベースマネーは全てCBCCに置き換わる。その結果、CBCCを準備金として、銀行が銀行トークンを信用創造して貸し出せる可能性は限りなくゼロとなる。なぜならば、銀行間の独自トークンの交換は銀行間の信用リスクを反映して交換比率が変動を始めると不可能となるからである。すなわち、CBCCが発行されると、現行の部分準備率は100%準備率とならざるを得なくなり、その時点で銀行トークンは消滅し、ベースマネーのCBCCのみが流通するようになり、EPMに一步近づく。

4. EPM（電子公共貨幣）

公共貨幣システムの下で使用される暗号貨幣で、以下の2つのステップで段階的に発行される。

a) EPM新国生み貨幣（特区実証実験中）

EPMトークンの特区申請前実験を経て、イニシアティブ11ページで説明の実証実験特区で使用される新国生み貨幣。日銀券と1対1.1で交換されるEPM貨幣で、利用者が希望すれば公共貨幣（新国生み紙幣）とも交換できる。

b) EPM（電子公共貨幣）

EPM特区で発行されるEPM新国生み貨幣が、公共貨幣システムの下で法貨として国内全域で流通するように拡大された時点の電子公共貨幣。日銀券が全てEPMに交換されて消滅し、さらに政府債務が全てEPMで返済されて政府債務がゼロとなった場合に実現する電子公共貨

貨幣の分類

	公共貨幣	債務貨幣	
媒体	法定通貨としての貨幣		機能的貨幣
非金属製の 商品物	貝殻, 布 (絹) 木材, 石等		
金属製の 硬貨	非貴金属製の硬貨 金, 銀 & 銅製の硬貨		貴金属塊 (例えば金塊)
紙 紙幣	公共貨幣 (PM) 公共貨幣委員会が発行、管理	金細工商発行の預かり証 中央銀行紙幣	
デジタル数字 (口座・カード)	電子 (デジタル) マネー (無形の電子単位)	(CBDC) 中央銀行デジタル通貨	銀行預金 (銀行ローン)
分散型元帳 (ブロック チェーン)	< EPM > 電子公共貨幣 (P2P 相対決済) 公共貨幣委員会が発行、管理	< CBCC > 中央銀行暗号通貨 (ベースマネーとして発行)	< 暗号コイン > ビットコイン等 約800種類
		< 暗号トークン (銀行券担保) >	< 預金担保 >
		・ M ₁ 銀行系トークン: MUFG コイン等 ・ M ₁ 非銀行系トークン: Zen トークン等 ・ M ₀ PM系: EPM トークン	